

宮城県公報

令和 7 年 7 月 11 日（金）
定期第 616 号

目次

告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出（障害福祉課）
- 知事指定薬物の指定の失効（薬務課）
- 県営土地改良計画の縦覧（2 件）（農村振興課）
- 保安林の指定の解除の予定（森林整備課）
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路課）
- 車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に定める道路の指定（同）
- 違反広告物の除却命令（都市計画課）
- 土地改良区役員の就任の届出（東部地方振興事務所）
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出（同）

公告

- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（教育庁高校財務・就学支援室）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定（警察本部会計課）

教育委員会

- 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則及び県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（教育庁教職員課）
- 職員の分限処分（同）

正誤

- 宮城県公報号外第 16 号（令和 7 年 3 月 31 日付け）中

宮城県告示第445号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第 51 条第 2 号の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定 障害福祉サー ビスの種類	設置者名	廃止年月日
0411500747	でもつく 大崎市古川沢田字新原際 105	就労継続支援 A 型	一般社団法人 大崎わくわく 福祉会	令和 7 年 7 月 31 日

宮城県告示第446号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定の効力を失うので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年7月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 失効する知事指定薬物の名称

（8R）－6－アリル－N，N－ジエチル－1－（チオフェン－2－カルボニル）－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類（通称名：1T－AL－LAD）

2 失効の理由

当該知事指定薬物が、条例第2条第5号に掲げる薬物に指定されるに至ったため

3 指定の効力が失われる日

令和7年7月13日

宮城県告示第447号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営有壁地区土地改良事業（区画整理事業）計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第6項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和7年7月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和7年7月11日から令和7年8月12日まで
- 3 縦覧場所
栗原市役所

宮城県告示第448号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第87条第 1 項の規定により県営新田・西福田地区土地改良事業（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第 5 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第 6 項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和 7 年 7 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 7 年 7 月 11 日から令和 7 年 8 月 12 日まで
- 3 縦覧場所
東松島市役所及び鳴瀬庁舎

宮城県告示第449号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和 7 年 7 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
加美郡加美町字漆沢高畑 1 の 1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- (3) 解除の理由
ダム用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
加美郡加美町字漆沢宮ヶ森 1 の 11（次の図に示す部分に限る。）、1 の 43（国有林）、1 の 44・1 の 47（以上 2 筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、1 の 48・1 の 49（以上 2 筆国有林）、1 の 50（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
ダム用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び加美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮城県告示第450号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

その関係図面は、令和7年7月11日から30日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年7月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 白石停車場線
- 3 道路の区域

指 定 区 間	敷 地 の 延 長 (メ ー ト ル)
白石市字沢目15番6地先から 同市字本町1地先まで	534.6 (上り線270.9、下り線263.7)

宮城県告示第451号

車両制限令（昭和 36 年政令第 265 号）第 3 条第 1 項第 3 号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が 4.1 メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、同令第 10 条第 1 項の規定により、当該道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和 7 年 7 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定する道路

道路の種類	路 線 名	区 間	指定する期日
県 道	大衡駒場線	黒川郡大衡村大衡字古館前 10 番 3 地先から 同郡同村大衡字竹ノ内沢 1 番 3 地先まで	令和 7 年 7 月 11 日

2 通行方法

1 の道路を通行する高さが 3.8 メートルを超え 4.1 メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合には、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を保たせ、交通の危険を防止するため、縦 0.12 メートル以上、横 0.23 メートル以上又は縦 0.23 メートル以上、横 0.12 メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗料その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後部の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報等を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上、走行すること。

宮城県告示第452号

屋外広告物条例（昭和49年宮城県条例第16号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」と総称する。）を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に対し、令和7年7月18日までに当該広告物等を除却することを命ずる。

なお、期日までに当該広告物等を除却しないときは、条例第16条第2項の規定により、知事の命じた者又は委任した者が除却する。

令和7年7月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 除却すべき広告物等

- (1) 所在地 大崎市古川七日町4番35号（大崎市古川七日町27）
- (2) 広告物等 小熊呉服店の名称を表示する広告物等

2 除却すべき理由

条例第7条第1号、第2号及び第3号違反

3 申出先

宮城県庁（土木部都市計画課）

宮城県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第18項の規定により、登米市東和町土地改良区役員の就任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 7 月 11 日

宮城県東部地方振興事務所

所長 武 田 健 久

就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役 職
令和 7 年 6 月 7 日	本 田 博	登米市東和町米谷字元町71番地 1	理 事

宮城県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第18項の規定により、河南矢本土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和 7 年 7 月11日

宮城県東部地方振興事務所

所長 武 田 健 久

1 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役 職
令和 7 年 6 月28日	今 井 竜太郎	石巻市鹿又字八幡前44番地	理 事
令和 7 年 6 月28日	遠 藤 章 一	石巻市鹿又字南待井27番地 4	理 事
令和 7 年 6 月28日	門 間 一 男	石巻市前谷地字八工区北56番地	理 事
令和 7 年 6 月28日	高 橋 永 悦	石巻市和刈字入23番地	理 事
令和 7 年 6 月28日	佐 野 謙 哉	遠田郡涌谷町字市道川前12番地	理 事
令和 7 年 6 月28日	加 藤 勇 一	石巻市須江字瓦山前55番地	理 事
令和 7 年 6 月28日	石 垣 芳 温	石巻市広刈字荒神前27番地	理 事
令和 7 年 6 月28日	石 垣 辰 也	石巻市広刈字窪田39番地	理 事
令和 7 年 6 月28日	渋谷 和 夫	石巻市北村字十工区20番地	理 事
令和 7 年 6 月28日	菅 井 賢 治	東松島市小松字下二間堀 199 番地	理 事
令和 7 年 6 月28日	土 井 寛 治	東松島市大曲字寺沼 150 番地 1	理 事
令和 7 年 6 月28日	佐 藤 静 男	東松島市大塩字平田原 101 番地	理 事
令和 7 年 6 月28日	渡 邊 登	東松島市赤井字本谷 8 番地 1	理 事
令和 7 年 6 月28日	遠 藤 誠 子	石巻市前谷地字的場74番地 1	理 事
令和 7 年 6 月28日	阿 部 紀 子	東松島市大曲字寺沼 1 番地	理 事
令和 7 年 6 月28日	新 田 俊 一	石巻市広刈字窪田30番地	監 事
令和 7 年 6 月28日	豊 島 栄 一	東松島市小松字上前柳 1 番地 1	監 事
令和 7 年 6 月28日	岩 倉 憲 雄	石巻市和刈字坂下35番地	監 事

2 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役 職
令和 7 年 6 月27日	今 井 竜太郎	石巻市鹿又字八幡前44番地	理 事
令和 7 年 6 月27日	遠 藤 章 一	石巻市鹿又字南待井27番地 4	理 事
令和 7 年 6 月27日	西 山 輝 夫	石巻市前谷地字山根20番地	理 事
令和 7 年 6 月27日	門 間 一 男	石巻市前谷地字八工区北56番地	理 事
令和 7 年 6 月27日	高 橋 永 悦	石巻市和刈字入23番地	理 事
令和 7 年 6 月27日	佐 野 謙 哉	遠田郡涌谷町字市道川前12番地	理 事
令和 7 年 6 月27日	加 藤 勇 一	石巻市須江字瓦山前55番地	理 事
令和 7 年 6 月27日	石 垣 芳 温	石巻市広刈字荒神前27番地	理 事
令和 7 年 6 月27日	石 垣 辰 也	石巻市広刈字窪田39番地	理 事
令和 7 年 6 月27日	渋谷 和 夫	石巻市北村字十工区20番地	理 事
令和 7 年 6 月27日	鈴木 仁 逸	東松島市小松字里前16番地	理 事
令和 7 年 6 月27日	菅 井 賢 治	東松島市小松字下二間堀 199 番地	理 事
令和 7 年 6 月27日	土 井 寛 治	東松島市大曲字寺沼 150 番地 1	理 事
令和 7 年 6 月27日	佐 藤 静 男	東松島市大塩字平田原 101 番地	理 事

令和 7 年 6 月 27 日	西 村 昌 晴	東松島市赤井字館前 229 番地 1	理 事
令和 7 年 6 月 27 日	渡 邊 登	東松島市赤井字本谷 8 番地 1	理 事
令和 7 年 6 月 27 日	黒 田 敏	石巻市門脇字二番谷地13番地 141	理 事
令和 7 年 6 月 27 日	三 浦 近	石巻市前谷地字樋口 193 番地	監 事
令和 7 年 6 月 27 日	豊 島 栄 一	東松島市小松字上前柳 1 番地 1	監 事
令和 7 年 6 月 27 日	岩 倉 憲 雄	石巻市和渕字坂下35番地	監 事

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 7 月 11 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	黒川郡大和町吉岡字館下 76 番 1 の一部、76 番 2、 76 番 3、76 番 8
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	仙台市青葉区落合五丁目 15 番 38 号 株式会社 C.G.E

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和7年7月11日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
宮城県立高等学校電子計算組織賃貸借（古川工業高等学校） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
教育庁高校財務・就学支援室 仙台市青葉区本町3丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和7年6月26日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南2丁目15番3号
- 5 落札金額 128,232,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和7年5月16日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和 7 年 7 月 11 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 落札に係る物品又は役務の名称及び数量
仙台中央警察署ほか 1 件 L E D 照明賃貸借業務 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地
宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
- 3 落札者を決定した日 令和 7 年 7 月 3 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地
東京センチュリー株式会社東北支店 仙台市青葉区一番町 3 丁目 1 番 1 号
- 5 落札金額 52, 714, 200 円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和 7 年 5 月 23 日

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則及び県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 11 日

宮 城 県 教 育 委 員 会

宮城県教育委員会規則第13号

宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則及び県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則の一部改正)

第 1 条 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則（令和 5 年宮城県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 〔略〕 (経過措置) 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第63号)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員をいう。)は、この規則による改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則(以下「新規則」という。)別表(その 2)に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。	附 則 1 〔略〕 (経過措置) 2 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和 3 年法律第63号)附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 6 条第 1 項若しくは第 2 項(これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により採用された職員をいう。)は、この規則による改正後の宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則(以下「新規則」という。)別表(その 2)に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新規則の規定を適用する。

(県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部を改正する規則（令和5年宮城県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則 1 [略] (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する改正後の第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「、養護助教諭及び講師(」とあるのは、 「及び養護助教諭(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者(以下この号において「暫定再任用職員」という。)を除く。)並びに講師(暫定再任用職員及び」とする。	附 則 1 [略] (経過措置) 2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する改正後の第2条第1項第2号の規定の適用については、同号中「、養護助教諭及び講師(」とあるのは、 「及び養護助教諭(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者(以下この号において「暫定再任用職員」という。)を除く。)並びに講師(暫定再任用職員及び」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宮城県教育委員会告示第9号

県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例（昭和31年宮城県条例第36号）においてその例によることとされる職員の分限に関する条例（昭和26年宮城県条例第51号）第3条第3項の規定により、職員の分限処分について、次のとおり公示する。

令和7年7月11日

宮 城 県 教 育 委 員 会

1 被処分者

塩竈市立第二中学校教諭 久保 繁

2 処分内容

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第3号及び県費負担教職員の任免、分限及び懲戒に関する条例の規定により分限処分として免職する。ただし、令和7年7月26日付けでこの処分の効力が生ずるものとする。

3 処分事由

適格性欠如（1月以上の所在不明）

4 教示

- (1) この処分について不服があるときは、令和7年7月26日から起算して3月以内に宮城県人事委員会に対して審査請求をすることができる。
- (2) この処分について不服があるときは、この処分についての審査請求の裁決を経た後に、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。ただし、次に掲げる場合には、審査請求の裁決を経ることなく、この処分についての取消しの訴えを提起することができる。
 - ア 審査請求をした日から3月を経過しても裁決がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

ページ	段	行	正	誤
46	上	17	「なるとき	「とき
46	下	3	「なるとき	「とき
47	下	26	人事委員会規則七一六十一―九	人事委員会規則七一六十一―十九